

独立行政法人経済産業研究所 令和4年度計画

1. サービスその他業務の質の向上に関する目標達成のためにとるべき措置

(1) 調査・研究・政策提言・資料統計業務

(a) 経済産業政策の重点的な視点の反映及び研究プログラムの設定

独立行政法人経済産業研究所（以下「研究所」という。）は、第5期中期目標期間を通じて、経済産業政策の重点的な視点を踏まえ、研究活動を推進することとされている。

経済産業政策がカバーしている幅広い政策分野を念頭に、きめ細やかに研究の進捗状況の確認や研究ニーズの変化への対応ができるよう、以下の9つの研究プログラムを設定する。

- マクロ経済と少子高齢化
- 貿易投資
- 地域経済
- イノベーション
- 産業フロンティア
- 産業・企業生産性向上
- 人的資本
- 融合領域
- 政策評価

ただし、研究の進捗状況、経済情勢の変化に伴う新たな研究ニーズ等を踏まえつつ、必要があれば年度内においてもプログラムの変更・追加等を行うこととする。

各研究プログラムの下に、複数の研究プロジェクトを置き、研究プロジェクトを単位として研究を実施・管理することを基本とする。研究の具体的な方針は以下 (b) から (f) に記述する通りだが、新型コロナウイルス感染症に起因する運営上の制約、政府全体の方針等を考慮し、前例にとらわれることなく、プロセスの簡素化、オンライン処理の工夫等、できるだけ柔軟に実施する。

(b) 研究プロジェクトの設定・実施・管理

各研究プロジェクトは、経済産業省等における政策ニーズ、政策研究の学術的意義等を踏まえつつ、重要課題への重点化を念頭に研究所の理事長、理事、

所長等で構成される運営会議において決定する。研究プロジェクト立ち上げの際には、経済産業政策等の視点に沿った研究であることを確認するとともに、経済産業省等の担当課室からプロジェクトの意義に関するアセスメント等を得た上で、政策実務者を招いてブレインストーミングワークショップ（BSWS）を開催する。BSWSでは、事前の政策当局との意見交換において示された論点や経済産業省等の政策ニーズも踏まえ、研究計画について議論する。

特に、EBPM、文理融合及び海外研究者との共同研究を含めた研究プロジェクトを積極的に立ち上げるとともに、それらに対する予算等の資源配分を充実する。

新型コロナウイルス感染症に関連する研究については、同感染症に掛かる状況を踏まえつつ、必要に応じて積極的に推進する。

さらに RIETI の一部門として新たに EBPM センターを創設する本年度は、検証シナリオの策定時から、政策研究機関として EBPM 案件の評価分析手法等について専門的知見に基づき積極的に伴走型で提案を行うとともに、事業終了後に事後評価を行うか或いは他の第三者機関に対して提案を行う。また、経済学、データ分析等に詳しい最先端の研究者・実務者によるアドバイザー・ボードを設置する。

各研究プロジェクトの成果となるディスカッションペーパー（DP）等は、政策実務者も招いた DP 検討会等の内部レビュープロセスを経た上で、原則公表する。その上で、学術的成果として国際的な評価につながる査読付き英文学術誌等への掲載及び専門書籍への収録をできる限り進める。

これらのプロセスにおいて、プロジェクトリーダーは、研究プロジェクトの進捗管理、研究成果の質の確保、研究成果報告会を含む成果の普及活動に責任を負う。また、プログラムディレクターは、所長の命を受けて傘下のプログラム全体の管理・調整を担うとともに、成果普及活動の企画を行い、研究成果報告会等に参加する。

各研究プロジェクトの研究計画に基づいた進捗状況を定期的に確認するとともに、四半期ごとに予算執行状況を確認した結果を、研究計画の見直しに反映する。

また、国内外の大学、産業界等の外部の有識者を招いて意見交換を行い、研究テーマの適切性や進捗状況、成果の検証等について助言を得て、研究プロジェクトの追加等に反映する。

(c) 文理融合・学際的な分析・研究等の実施

研究所がこれまで推進してきた AI に関する研究等に、第 4 次産業革命関連の研究（Society5.0）及び近年、急速に進展している行動経済学的アプローチ

等を加え、他分野の専門家等の協力を得て研究を行う。具体的には、経済学以外の法学、工学、医学等の研究者へ間口を広げ、問題意識、研究テーマ、分析手法の立て方などにおいて、文理融合を含め、複数分野の研究が経済学を含む社会科学に結びつくように他分野の専門家等と協力・連携して研究を行う。本年度においては体制を強化し、有効な政策立案への提言を行うため、各プロジェクトにおいても5年、10年先の産業・科学技術を見据えた研究をすすめる。

(d) 経済産業省等への政策提言を効果的に行うための取り組み

研究所の調査・研究が経済産業政策等の立案に着実に貢献していくためには経済産業省等への政策提言を効果的に行っていく必要がある。そのためには、個々の研究プロジェクトに政策実務者がメンバー、オブザーバー等として参加することを奨励し、研究計画の策定段階におけるプロジェクトリーダー等との意見交換、BSWSやDP検討会等で政策現場の関心を吸い上げ、研究計画の策定や成果に反映させる。

また、経済産業省等からの求めに応じ、研究所の研究者ネットワークを活用し、経済産業省の新政策立案、審議会・研究会等における検討やその前段階で連携を図り、研究成果やデータ提供を行うとともに、意見交換を実施し、ニーズの把握に努める。また、経済産業省等からの多種多様な相談等に対応するアクセスポイントとして設置した「政策アドバイザー」を通じて、経済産業省等とのネットワーク・人脈を構築する。

経済産業省等に在籍しながら研究所の研究活動に参画するコンサルティング・フェローは、自身の職務上の経験及び学術的知識・関心を活かしつつ、政策実務と研究の双方を理解した上で、政策当局と研究所のリエゾンとしての役割を担う。

近年のEBPMの重要性に鑑み、リソースを充実し、効果的なEBPMのために政策形成段階から経済産業省等の政策実務者と連携するとともに、外部の研究者とのネットワークを活用しつつ、幅広いEBPMニーズに対応する。

EBPMについては、データの収集・分析を通じた事実と政策課題の把握、政策目的の的確な認識、政策とその効果の間の因果仮説構築・因果関係把握を通じてなされる政策の評価・改善を進めることとし、①政策実務者と政策志向の研究者とのハブ機能、②政策形成過程におけるコンサルティング機能（先行研究の紹介、分析方法等に関する助言等）、③政策効果の事後評価機能（政策実務者と共同での実証分析）、④EBPM人材の育成について、一層の強化を図る。

(e) 資料統計業務

調査・研究を支えるため、研究プロジェクトに必要な民間のビッグデータを活用するとともに、独自の調査結果を基に精緻なパネルデータを構築し、経済

産業省をはじめとする各省庁や政策実務者等にとって有益となるデータ等の整備を進める。

(f) 研究ネットワークの充実等

国際的に評価される調査・研究を行うため、これまでの蓄積で得られた研究ネットワークの継続的な拡大とともに、新しい研究分野の人材発掘や若手研究者の積極的登用・育成、海外からの客員研究員等による新陳代謝を図ることで研究体制を強化する。

さらに、グローバルな視点や現実の経済的・社会的状況を踏まえた研究成果を創出して政策提言につなげるべく、客員研究員等（ヴィジティングフェロー、ヴィジティングスカラー）の活用による海外研究者や海外の大学・研究機関や国際機関との連携を拡充し、その知見を取り入れる。

(2) 成果普及・国際化業務

成果普及・国際化業務の具体的な方針は以下に記述する通りだが、新型コロナウイルス感染症に起因する運営上の制約、政府全体の方針等を考慮し、前例にとらわれることなく、できるだけ柔軟に実施する。

(a) 積極的な研究成果等の発信、広報活動

研究所の発信力を強化する観点から、第5期で重点的に行う分野間の垣根にまたがる研究やEBPM研究についてシンポジウムやセミナー、BBLセミナーを開催するとともに、ターゲットに合わせた効果的な広報活動として政策実務者向け及び国内外へのタイムリーな情報発信機能を充実させる。

ウェブサイトでの情報発信については、従来の研究論文やイベント結果の掲載に加え、タイムリーな政策提言に関するコラムや特別企画等の内容の充実を図る。また、ターゲットに合わせた効果的な情報発信として、政策実務者向け及び国内外へ情報発信機能（動画配信、メディア掲載、SNS等）を充実させ、利用者の裾野拡大に努めるとともに、利用度の向上を図る。

研究所で構築したデータベースを実証研究の基礎的インフラとして、広く活用できるよう努める。

(b) 国際化の推進

米中対立の深刻化など経済安全保障環境の変化、気候変動、デジタル、サイバーセキュリティなど国際的共通課題の顕在化・複雑化の中で、経済産業省等と連携して、「グローバル・インテリジェンス・シリーズ」の下に、海外のシンクタンク、研究機関と連携し、国際動向の情報収集・分析、研究、政策提言

を強化する。

また、国際的な知名度を向上させつつ、RIETI の研究成果の内外での影響力を高めるため、理事長や所長のリーダーシップの下で、海外の大学・研究機関や国際研究機関との連携を強化し、共同研究の推進を図るとともに、国際ネットワークを拡充する。

さらに、海外で先行している研究内容等について、注目すべき海外の研究者、有識者等を積極的に招聘し、研究員との議論を行うとともに、幅広い分野における海外の要人、世界的権威のある研究者をシンポジウムに招聘する等、国際交流を促進する。

(3) 業務向上の指標設定

中期計画を踏まえ、経済産業政策等への一層の貢献、研究機関としての国際的な評価の向上のため、第4期から引き続き、「量」より「質」を重視した取り組みを充実させるとともに、これまで以上にアウトカムに重点を置き、研究所における調査・研究の「質」を測る指標や、研究所の知名度、ネットワークに関する指標達成に重点を置くこととする。中期計画の数値目標を踏まえ、本年度は以下の達成に努める。

なお、本年度も昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の動向、政府全体の方針等を踏まえつつ、定量的指標の機械的な達成を金科玉条とするのではなく、諸制約の範囲内で意義のある研究活動・広報活動を行うことに努める。

(a) 調査・研究・政策提言・資料統計業務に関する定量的指標

- ・学術的成果として国際的な評価につながる査読付き英文学術誌等への掲載及び専門書籍への収録件数を 50 件以上達成する。
- ・EBPM、文理融合及び海外研究者の研究論文数を 30 件以上達成する。
- ・白書、審議会資料等における研究成果の活用件数及び政策アドバイス（研究員等が学術的な知見に基づき政策実務者に対して個別に行う政策形成に関連する助言や情報提供）を 210 件以上達成する。

(参考指標)

- ・研究所内部レビューを経て公表した研究論文数
- ・経済産業省政策実務者の政策立案過程における研究所の研究・助言等の貢献度
- ・研究所が保有するデータベースの利用状況（データベースアクセス件数）

(b) 成果普及・国際化業務に関する定量的指標

- ・公開シンポジウム・セミナー等の集客数を 5,000 人以上確保する。
- ・外国人招聘者によるセミナー件数を、21 件以上達成する。

(参考指標)

- ・文理融合および EBPM に関連するセミナー数
- ・セミナー参加者のうち政策担当者数（定量的指数の内数）
- ・政策立案能力強化に貢献するための、経済産業省等の政策担当者を対象とする経済学専門ナレッジ研修の実施件数

(c) 定性的指標

- ・中長期的な経済産業政策課題の解決のため、理論的・分析的な裏付けのある斬新な政策提言ができたか。
- ・研究所の研究成果・提言内容・助言等が政府の意思決定・政策立案に影響力のある文書や有識者間での政策論争に用いられたか。
- ・中長期的な経済産業政策課題の解決に資する政策研究・政策提言を行うというミッションを逸脱し、研究自体が自己目的化していないか。
- ・経済産業政策立案プロセスに寄与する質の高い研究成果をあげるため、研究所内で研究マネジメントをどのように見直したか。
- ・多様化・複雑化する政策課題の解決や「Society5.0」に向けて、経済学・法学・工学・医学などの分野を横断する文理融合・学際研究を積極的に推進したか。
- ・他の研究機関等との連携を強化したか。

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

上記 1 に記した、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するための措置をとり、研究開発法人として、さらに研究所が世界レベルの研究を推進していくために、必要な常勤研究員・スタッフの充実を図る等組織体制及び研究環境を整備する。

(1) 組織体制の充実

- (a) 研究プログラムそれぞれに、当該研究プログラムに属する研究全般の管理を担うプログラムディレクターを任命する。必要に応じてプログラムサブリーダーを任命する。また、四半期ごとに予算執行状況を確認した結果を研究計画の見直しに反映する。

(b) 経済産業省等からの多種多様な相談に応じるアクセスポイントとして、「政策アドバイザー」を指名するとともに、EBPM 関連分析を通じて、経済産業省等とのネットワーク・人脈を構築し、政策実務者が研究所の知見を活用できる体制を整える。

(c) 多様な人材を確保するとともに内外の動向に対してより柔軟な研究体制を整備し、研究力の底上げを図り、知のプラットフォームとしての役割を充実させる。

(2) 業務の効率化

第4期中期目標期間に引き続き、第5期中期目標の期間中、新規増加分及び拡充分（以下、「新規等」とする。）は除外した上で、一般管理費については、運営費交付金によって行う事業について、前期最終年度から毎年度平均3%以上、業務費については、前期最終年度から毎年度平均1%以上の効率化を図る。

また、新規等の運営費交付金によって行う事業については、新規等実施年度比を毎年度平均、一般管理費3%以上、業務費1%以上の効率化を図る。

(3) 人事管理の適正化

政・官の役割分担が変化する中、政治的意思決定の前提となる科学的エビデンスについて、政策の選択肢や利害得失を正確に提示することが経済産業省等の、政策実務者の役割として重要になっている。最近の「エビデンスに基づく政策形成（EBPM）」の動きに象徴されるように、こうした傾向は今後一層強まっていくと予想される。こうした要請に応じて研究所の役割を果たすため、若年層のキャリアパスの明確化を含め必要となる適正な人材確保・育成方針により、適正な人員配置を行い、職場の活性化を図る。その際、給与水準については、国家公務員等の給与水準を十分に考慮して適正化に努めるとともに、その合理性・妥当性を含め対外的に公表する。

(4) 適切な調達の実施

公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実施する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえて毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。

(5) 業務の電子化

情報システムについて、クラウドサービスの一層の活用を行うこと等により、情報システム利用者の利便性向上や、データの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。情報システムの整備については、投資対効果を精査した上で行う。

また、研究所の情報発信力を強化し、利用者の裾野の拡大を目指すとともに、一層の効率的な実施に資するため、シンポジウムやセミナー、BBLセミナー等のオンライン化を必要に応じ最大限活用する。

更に、在宅勤務（テレワーク）を導入し、政府が推進する「働き方改革」実現すべく、事務手続きの簡素化等、電子化の促進を図るとともに、主要会議のペーパーレス化を徹底する。

（6）情報システムの整備及び管理

デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMO（ProJect Management Office）を支援するため、PMO（Portfolio Management Office）の設置等の体制整備を行う。

○評価指標

- ・PMOの設置及び支援実績。
- ・情報システム経費。
- ・シンポジウム、セミナー等の申し込みにおけるオンライン利用率。

（7）財務内容の改善

研究所は、経済産業政策に貢献する研究・政策提言を行う研究機関であることから、財政基盤を公的資金に依拠することを基本とする。ただし、資金使途は有効か、使途の透明性が確保されているか、不必要な固定経費が発生する等硬直的な組織運営となっていないか、本来得られる収入機会を逃していないか、の視点から交付金の効率的な使い方に努めることとする。

（a）適切な執行管理

自然災害をはじめとする特殊要因や中期目標管理法人の研究活動に伴う不確実性といった変動要因は考慮する必要があるが、より効率的かつ効果的なプロジェクトの実施を可能とするため、プロジェクトごとに研究計画の進捗状況を踏まえた運営費交付金予算の配分の見直しを行い、管理会計の手法を活用したプロジェクトごとの予算管理体制を継続する。

人員体制や調査・研究業務等に係る事業計画を十分に精査し、目標を達成する上で最適な運営費交付金の執行を行う。

(b) 外部資金の獲得について

官民からの受託事業費や競争的資金については、研究所のミッションに合うもの、他の研究とのシナジー効果のあるものについて前向きに検討するとともに、自己収入の確保に努める。

(8) 内部統制

中期目標で示された内部統制の充実に向けた目標を実現するため、以下の方策を実行する。

(a) 法人のミッションや理事長の指示が確実に全役職員に伝達される仕組みを IT 技術も活用しつつ構築する。

(b) 法人のマネジメント上必要なデータを組織内で収集・共有し、理事長に伝達した上で、組織・業務運営において活用する。

(c) 予算の執行状況について、四半期毎に理事長がチェックし、運営会議に諮る。

(d) 計画・実施・フォローアップ監査、改善という一連の PDCA を適切に実施するとともに、役職員に対する研修を行う。

(9) 情報管理

情報公開について、適正な業務運営及び国民からの信頼を確保する観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）」及び「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」に基づき、適切な対応をとるとともに、職員への周知徹底を行う。

特に、多様化・凶悪化するサイバー攻撃に対しては、「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」（総務省行政管理局長通知）や内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）の方針等を踏まえ、政府や関係機関等と脅威情報を共有しつつ、研究所においてソフトとハードウェア両面でのセキュリティ対策を継続する。

また、特定個人情報の取扱いに関しても、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」（個人情報保護委員

会、平成 26 年 12 月 18 日) に基づき、研究所が定める基本方針に沿った安全管理措置を着実に実施する。

3. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

4. 短期借入金の限度額

(短期借入金の限度額)

- ・運営費交付金の受け入れが最大 3 ヶ月遅れた場合を想定して、一般管理関係類支出の約 3 ヶ月分（239 百万円）を短期借入金の限度額とする。

(想定される理由)

- ・運営費交付金の受け入れが遅延

5. 人事に関する計画

業務を効果的かつ効率的に実施できるよう研究の実状及び重点化等に則した人員の確保及び人員の最適配置等の人事の円滑化を図る。

(別紙)

○予 算

(千円)

区 別	調査・研 究・政策提 言・資料統 計	成果普 及・国際 化	法人共通	合計
収入				
運営費交付金	1,177,099	252,450	460,451	1,890,000
受託収入	915	0	0	915
普及業務関係収入	0	70	0	70
寄附金	2,000	0	0	2,000
科研費収入	0	0	3,435	3,435
金利収入・雑収入	0	0	20	20
前年度よりの繰越金	474,675	0	0	474,675
計	1,654,689	252,520	463,906	2,371,115
支出				
業務経費	1,653,774	252,520	0	1,906,294
うち人件費（常勤役員・職員）	335,574	74,590	0	410,164
業務費（人件費を除く）	1,318,200	177,930	0	1,496,130
受託経費	915	0	0	915
一般管理費	0	0	463,906	463,906
うち人件費（常勤役員・職員）	0	0	128,101	128,101
一般管理費（人件費を除く）	0	0	335,805	335,805
計	1,654,689	252,520	463,906	2,371,115

[人件費の見積もり] 運営費交付金のうち、538,266千円を支出する。

なお、上記の額は、常勤役員及び常勤職員に対し支給する報酬、賞与、その他手当の合計額で、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まれていない。

[退職手当財源の考え方] 退職手当については、運営費交付金を財源とする。

○収支計画

(千円)

区 別	調査・研 究・政策提 言・資料統 計	成果普及・ 国際化	法人共通	合計
費用の部	1,654,689	252,520	463,906	2,371,115
経常費用	1,654,689	252,520	463,906	2,371,115
業務費	1,653,774	252,520	0	1,906,294
うち人件費（常勤役員・職員）	335,574	74,590	0	410,164
業務費（人件費を除く）	1,318,200	177,930	0	1,496,130
受託業務費	915	0	0	915
一般管理費	0	0	463,906	463,906
うち人件費（常勤役員・職員）	0	0	128,101	128,101
一般管理費（人件費を除く）	0	0	335,805	335,805
収益の部	1,654,689	252,520	463,906	2,371,115
運営費交付金収益	1,177,099	252,450	460,451	1,890,000
受託収入	915	0	0	915
普及業務関係収入	0	70	0	70
寄附金	2,000	0	0	2,000
科研費収入	0	0	3,435	3,435
金利収入・雑収入	0	0	20	20
前年度よりの繰越金	474,675	0	0	474,675
純利益	0	0	0	0
目的積立金取崩額	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0

○資金計画

(千円)

区 別	調査・研 究・政策提 言・資料統 計	成果普及・ 国際化	法人共通	合計
資金支出	1,654,689	252,520	463,906	2,371,115
業務活動による支出	1,654,689	252,520	463,906	2,371,115
翌年度への繰越金	0	0	0	0
資金収入	1,654,689	252,520	463,906	2,371,115
業務活動による収入	1,654,689	252,520	463,906	2,371,115
運営費交付金収益	1,177,099	252,450	460,451	1,890,000
受託収入	915	0	0	915
普及業務関係収入	0	70	0	70
寄附金	2,000	0	0	2,000
科研費収入	0	0	3,435	3,435
金利収入・雑収入	0	0	20	20
前年度よりの繰越金	474,675	0	0	474,675

[注] 財務内容の健全性を確保する観点から、資金の借入の健全性、用途の透明性、資金用途の有効性が損なわれないように努めるとともに、本来得られる収入の機会を逃さず、固定経費が発生する等硬直的な組織運営とならないよう努めることとする。